
郵政民営化に関する見解

～民営化委員会からの質問に対して～

2006年11月8日

在日米国商工会議所(ACCJ)

1. 貴見によれば、郵便保険会社には、政府が株式保有している場合には、競争上の優位性があるとしているが、具体的には、どのようなメカニズムを通じて優位性に結びつくと考えるか。

- 「暗黙の政府保証」に関するACCJの主張は、国会やパブリックな場での竹中郵政民営化担当大臣(当時)や田中委員長発言と合致している。
- 「暗黙の政府保証」=政府出資に起因する民間には無い信用補完
- 保険業は公共性が高く、国民生活の安定、国民経済の健全な発展に資することを目的としていることから免許事業となっている。つまり、保険業は他の多くの業種とは異なり、特に信用力が重要となる。
- 政府出資が残っている間は、消費者や市場に「政府は郵便保険会社を潰さない」「郵便保険会社は安全だ」等の連想を抱かせる。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

2.いわゆる「暗黙の政府保証」が消費者の誤解に基づくものであれば、消費者の認識を変えるためにはどのような措置が必要であると考えるか。

以下の全ての措置が必要と考える。

- 政府出資をゼロにすることが最も望ましいが、少なくとも合理的な水準まで株式を処分する。新規株式公開(IPO)前に郵便保険会社が新規業務を行うことなどは論外。
- 郵便保険会社は、民間企業として自立し、民営化の主旨への賛同を明確にする意味でも、「いかなる場合においても追加の政府出資等を求めない」、「総務省に対しても働きかけを行わない」等、政府との関与を完全に切り離す旨を、経営方針等に掲げ、生活者及び市場に対して明確にコミットメントする。
- 政府の関与が残る郵便局ブランドの活用により、生活者の誤解を増幅させるような不適切なマーケティング戦略等がなされないよう、民営化委員会及び監督官庁はモニタリング指導を行う。
- 完全処分に至る期間においては、「郵便保険会社に政府保証はない」「郵便保険会社は破綻する可能性もある」「10年後には国の資本がゼロ」になる等を周知徹底するとともに、保険募集の際にこれらを重要事項として顧客に説明、確認し、説明したかどうかを事後的に検証しうる措置を確保する。
- そして中立的な第三者機関(生命保険文化センター等)による生活者調査を通じて、生活者の誤解が生じていないことを定量的に確認する。等

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

3. 貴見によれば、郵便保険会社には、その規模が大きいことにより、競争上の優位性があるとしているが、具体的にはどのようなメカニズムを通じて優位性に結びつくと考えられるのか。仮に、そのような状況を想定した場合には、具体的にどのような対応が必要と考えるのか。

- 政府出資が完全に解消されたとしても、万が一の場合、その規模の大きさから日本経済に対する影響の大きさを考慮し救済せざるをえない(=too big to fail)、といったモラルハザードを引き起こす可能性がある。
- モラルハザードは、結果として他の民間保険会社との間に信用力格差といった競争優位をもたらす。
- よって、競争政策上の観点も踏まえた適切な措置を講じることが望ましい。

4.新旧契約間の区分経理・ディスクロージャーについて、他の民間生命保険会社に求められていることに加えて、合理的に必要なとされる措置があるとなれば具体的には何か。特に、貴見によれば「旧勘定からの利益補填」が懸念されるとしているが、「旧勘定からの利益」とは具体的に何であり、どの程度の影響を競争条件に及ぼすと考えるか。

- 「旧勘定からの利益」=新旧勘定間でアームズ・レングスの原則に基づかない再保険契約が締結されることにより、相互に不当な内部援助が行われること。
- アームズ・レングスの原則を遵守した再保険契約を締結されていることを確認するため、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対し、民間保険会社と同等の会計・監査基準を適用するとともに、ディスクロージャー等を通じて、取引の透明性を確実にする措置が必要である。
- また、再保険契約に関し、例えば競争入札が導入されれば、より一層の取引の透明性が確保されることになる。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

5. 旧契約の個人情報を郵便保険会社で取り扱うことについて、個人情報保護法等の法令を遵守することに加えて、合理的に必要とされる措置があるとすれば具体的には何か。

- 郵便保険会社及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、個人情報取り扱い事業者になるため、民間保険会社と同様に、個人情報保護法で要請される義務規定や保険業法等の関連法令・監督指針等を遵守する必要がある。
- また、郵便局会社、郵便事業会社、郵便貯金銀行にて取得した個人情報を郵便保険会社が利用する場合においても、個人情報保護法、保険業法、銀行法等の関連法令や監督指針等を遵守する必要がある。

6. 日本郵政株式会社が希望する各新規業務について、競争条件の対等性の観点から、どの程度の問題があると考えるか。また、それはどのような理由によるのか。

- 対等な競争条件が確保される前に新規業務拡大を行った場合、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」に定める内国民待遇義務違反の現状を更に悪化させる可能性があり、内容によっては大きな問題を提起しうる。
- しかし、日本郵政株式会社が希望する全ての新規業務を問題としているわけではない。例えば、郵便局会社による民間の生命保険の受託は、「収益の多角化」だけでなく、所属する社員の「専門スキル・知識の向上」や「保険募集の法令適合性の徹底等のコンプライアンス確保」にも大きく貢献するため、積極的に行うべきである。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

7.日本郵政株式会社は株式上場のために新規業務の実施が必要と主張しているが、貴見によれば、新規業務の実施はイコールフットイング上問題としている。株式上場のために、これ以外に現実的にどのようなシナリオが考えられるか。仮に、リストラをシナリオとするならば、そのみで、十分な市場の評価が得られると考えるか。

- IPOのための、郵便保険会社による新規業務は次の理由から必要ない。
 - － 実施計画の骨格において、郵便保険会社は将来、安定して利益成長を続けることができる見通しが示されているため、新規業務を急いで行う必要はない。
 - － まずは、民間の保険会社として求められる水準の財産的な基礎、ガバナンス、内部管理態勢等を構築し、IPOに向けた市場の信頼をえることが重要。
 - － 郵便保険会社は新規業務を行わなくとも利益が伸びる見込みやガバナンス、内部管理態勢等の実績をPRすれば、市場の評価は十分得られる。さらに完全民営化後の可能性をアピールすれば、株価に対する期待感は一層高まる。
- 仮に新規業務に関するある程度の実績が無い限り、IPOが出来ないというのであれば、民営化委員会は日本郵政株式会社又は郵便保険会社に合理的な説明を求めるとともに、それを検証すべきである。

(次頁へ続く)

7.日本郵政株式会社は株式上場のために新規業務の実施が必要と主張しているが、貴見によれば、新規業務の実施はイコールフットイング上問題としている。株式上場のために、これ以外に現実的にどのようなシナリオが考えられるか。仮に、リストラをシナリオとするならば、そのみで、十分な市場の評価が得られると考えるか。

- IPOに際し市場原理で決まる適正価格より高い株価を得ることを目的に、民間では享受できない特権が郵便保険会社に与えられた場合、日本の金融システムに対する信頼性は損なわれる。
 - － 「市場の公正性・透明性」の向上、「市場に対する信頼」の回復、「国際市場としての魅力」を高めるための取り組みとして新たに金融商品取引法が成立した中、政府出資企業のIPOに際し、民間とは異なる競争条件を適用し、上場の際のポジションを強化する政策判断がなされた場合は、日本の金融システムの信頼性を著しく毀損させる結果となり、護送船団型時代の行政に後退したという誤ったメッセージを国際社会に送ることになる。
 - － 対等な競争条件が確保される前に郵便保険会社に新規業務を認めた場合、GATSに定める内国民待遇義務違反の現状を更に悪化させる可能性があり、内容によっては、国際通商関係上、大きな問題を提起しうる。
- 世界貿易機関(WTO)ルールを無視した新規業務の実施は、郵便保険会社に重大な法務リスクを与える。重大な法務リスクを抱える新規上場企業に対する投資家の評価は厳しいものとなるので、効果的なIPOを行う場合には、重大な法務リスクは避ける必要がある。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

8. 郵便保険会社の業務拡大に関して、内部統制やコンプライアンスの整備が必要であるとしているが、具体的に必要となる措置及びその理由は何か。

- 具体的な不祥事が新聞報道等を通じて確認されている中、民間の保険会社になる以上、「保険会社向けの総合的な監督指針」等において民間保険会社に求められる態勢整備が、他の民間の保険会社と同水準まで満たされている必要がある。
- 護送船団型から自己責任型への行政手法のパラダイム転換に伴い、民間保険会社は内部管理態勢の構築等に長年取り組んできたが、未だあるべき姿に向けた進化の途上にある。ましてや、郵便保険会社はこれから内部管理態勢を整備していく段階にあるため、取り組まなければならない課題はより多く、簡単ではない。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】

9. 民間金融機関と郵政各社が協働できる分野はないのか。更に、郵便局の活用についてどのように考えるか。

- 郵便保険会社、郵便貯金銀行、郵便局会社による民間の生損保代理店業務に加え、郵便局会社と他の募集代理店との協働等、様々な場面においてビジネス機会は存在する。
- 特に郵便局ネットワークは、「あまねく全国において利用されること」を旨としていることに加え、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献することを経営方針としている。よって、お客様の生活づくりに必要不可欠な金融サービス分野において、民間の金融機関と協働することは、お客様に高い満足度をもたらす。
- 郵便局と民間金融機関との代理店契約等において、その締結を実質的に制限又は禁止するような不公正な取引が、いかなる場面においても行われることのないよう注意する。

【2006年10月4日郵政民営化委員会 ACCJ説明資料参照】